

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市伝統的ものづくり振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号）第15条第1項の規定に基づき設置する高松市伝統的ものづくり振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、創造都市推進局産業経済部産業振興課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、高松市伝統的ものづくり振興条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。
- 2 この規則による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。